ら暴力 発化させてい を装った、巧 愛媛県の暴力団は、 伊 構成員·準構成員 ・予市暴力団排除条例」は、 团 の排除を推進し、 妙 、ます。 な資 金獲得活 の合計 組織数 市 勢 約 動 を

は約90人(平成23年1月1日現在)。 心して安全に暮らせる社会を作り、 民が安 これ 力 50 数 4

9 り

8 2 1

施行されました。 るようにするため、 予 暴力団を一掃するためには、 市 \mathcal{O} 社会経済が健全に発展でき 9月28日に制定

罪に加え、

企業活動や正当な商

行為

活

賭博などの従来の資金

獲得

犯

近年

の暴力団

は

ぜ

11

剤

0

密

となって、 だけではなく、 を推進することが必要です。 問 に 総 務 関 い合わせ すること…伊 課(内線508)、 0 1 1 0 社会全体として排除活動 市民や事業者 条例に関すること 予警察署(公 取り締 が 体

②暴力団に資金を提供しな ③暴力団を利用しない ①暴力団を恐れない

条例の主な内容

★公共施設から排除!

利用を許可せず、既に許可を 受けている場合は取り消します。

これまでの暴力団対策

警察

VS

暴力団

これからの暴力団対策

社会全体

市民

VS

暴力団

警察

事業者

★祭礼などから排除!

祭り、花火大会、イベントな どの行事で、暴力団を利用した り、暴力団員を運営・運行に参 加させたりすることが禁止さ れます。(例:神輿や太鼓台のか き夫としての参加、露天の出店、 ポスター販売への関与など)

★市の事務・事業から排除!

入札に参加させないほか、物 品等の購入や売却など、全ての 事務・事業から暴力団を排除し ます。

★排除活動を支援!

情報提供や広報啓発活動を行 います。市民が暴力団排除活動 に取り組んだことで、危害を加 えられる恐れがある場合は、警 察による保護措置を含め、市民 の安全を確保します。

★利益供与の禁止!

用心棒代やトラブル解決の見 返りとして暴力団にお金を渡す こと、暴力団から門松や書籍を 購入すること、暴力団員を雇用 することなどが禁止されます。

三ない運動